相談情報ピックアップ

第23回

執筆者:国民生活センター相談情報部

出会い系サイトやマッチングアプリ等をきっかけとする 投資詐欺にご注意を

相談事例

マッチングアプリで知り合った人物から暗号資産での投資を勧められ、海外の投資サイトに登録し、数回に分け合計 1500万円近く送金した。すべての手続きが完了し資金を引き出せると思ったところで、「マネーロンダリングという法に引っかかり、あと2万ドル送金しないとお金は引き出せない。あなたの資金は凍結された」と連絡が来た。さらに投資サイトがアップデートされたと連絡が来て、これまでと同じURLでは投資サイトが開けなくなったうえに、ID、パスワードもエラーになり、これまでの取引の詳細も消えてしまった。 (40歳代、女性)

●問題点とアドバイス

パートナーを見つけるための活動をオンラインでサポートする、いわゆる出会い系サイトやマッチングアプリ等は、オンラインで気軽にパートナーを探せるという利点がある一方、本人確認が難しいことから、本来の利用目的ではない目的で近づいてくる人物とマッチングしてしまうこともあります。

なかでも、詐欺的な賭け事や投資等の海外サイトに誘導する手口が目立っています。相手の 実態がつかめない場合が多く、連絡が途絶える と被害回復は困難となるため、未然防止が重要 です。

(1) 出会い系サイトやマッチングアプリ等の 規約をよく読んでから利用しましょう

出会い系サイトやマッチングアプリ等がリスクを避けるために設けているコミュニティー規則や安全ガイドをよく読み、違反する行為や疑わしい行為を持ち掛けてくる相手とはやり取りしないようにしましょう。また個人情報も安易に提供しないようにしましょう。

(2) うまいもうけ話には応じないように しましょう

「もうかる」などと言って投資サイトを紹介し、まずは少額投資から成功体験を積ませて、徐々に投資額を上げるよう誘導する手口で、大金を入金したところで出金できなくなるケースが多くみられます。

面識のない相手からのうまいもうけ話をうの みにしないようにしましょう。

(3) 投資は慎重に行いましょう

海外に所在する事業者であったとしても、日本の居住者のために、または日本の居住者を相手方として金融商品取引を業として行う場合は、金融商品取引法で定められた金融商品取引業の登録が必要です。

また、契約の対象が暗号資産の取引に当たる場合、暗号資産交換業者は金融庁・財務局への登録が義務づけられています。

契約先が登録事業者であるかなど、事前に確 認しましょう。

参考: 国民生活センター [出会い系サイトやマッチングアプリ等をきっかけとする投資詐欺にご注意を] (2021年2月18日公表) http://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20210218_1.html